墨田区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月10日

墨田区長 山 﨑 昇

墨田区条例第54号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例(平成12年墨田区条例第40号)の一部を次のように改正する。

付則第9条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

第9条 当分の間、第18条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

付 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の付則第9条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に 係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例 による。